

発行日 昭和44年12月22日
 発行所 三重県度会町
 編集総務課

わたり

みんなそろって 投票しましょう

投票日は12月27日(土)
 午前7時～午後6時

投票用紙 { 衆議院議員総選挙……白い紙
 最高裁・裁判官国民審査……青い紙

テレビ政見放送日時

N H K		名古屋テレビ	
放送日時	候補者	放送日時	候補者
—	—	12月22日(月) 午前9.45分～ 10時25分	一 元生 一郎 政 や 孝次 恭 川 村 波屋 呂 松 村 波屋 呂 中 常 藤 角 野
—	—	12月23日(火) 同上	同上
12月24日(水) 午前6時30分～ 6時55分	中 川 政 一 常 松 かつや 元 田 村 元	—	—
12月25日(木) 同上	藤 河 孝 生 角 屋 堅 郎 野 呂 恭 一	—	—

ラジオ政見放送 { NHK (12月22日午後1時05分～1時58分
 6人全員)
 CBC (12月24日午後7時30分～8時10分
 6人全員)

12月27日は…投票日

衆議院議員総選挙と 最高裁判所裁判官国民審査

師走選挙となった第三十二回衆議院議員総選挙(戦後十一回目)は、二十七日の投票日まであと数日となりました。
 今回の総選挙は、昭和四十二年一月二十九日以来二年十一カ月ぶり、衆院定数四百八十六議席に対し九百四十六人が立候補、三重県二区では、定数四議席に六人の候補者が立ちました。
 どの候補者が私たちの代表者としてふさわしいか、この目、この耳でよく確かめ、自分の判断で尊い一票を投じたいものです。
 また、今回の選挙では、テレビによる政見放送が登場したり個人演説会の制限がなくなったこと、投票日前日までに新成人に達する人が投票できるなど改善が加えられました。
 衆議院議員総選挙とあわせて四人の最高裁、裁判官の国民審査も行なわれます。

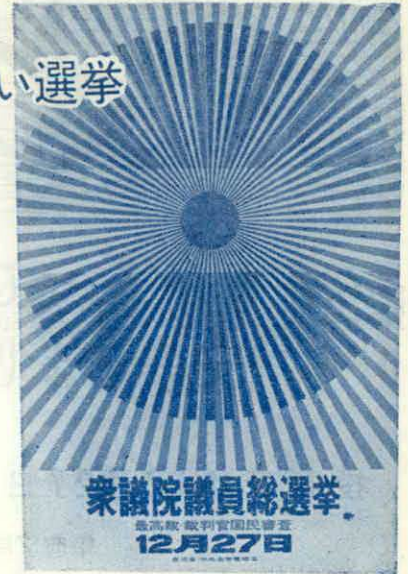


裁判官の国民審査

裁判官の国民審査は、最高裁判所裁判官国民審査法に基づいて行なわれるもので、最高裁判所の裁判官について、任命後初めて行なわれる衆議院議員総選挙の際、国民の審査を受けるわけです。(最初の審査から十年経過した裁判官についても同様)
 今回は四人の裁判官について国民審査が行なわれますが、裁判官の経歴や関係した裁判のなどを書いた「審査公報」が各戸に配付されますからよく読んで賢明な判断をくだしたいものです。

開 票
 即日開票です
 12月27日午後7時30分から
 度会町役場で

(つづいておくと便利です)



しあわせを みんなで築くよい選挙

この選挙で
投票できる人

◆昭和24年12月28日以前に生まれた人で◆本年9月6日以前から本町に住んでいて◆町住民基本台帳に登録されている◆日本国民で◆選挙人名簿に登録されている人。

入場券は23日ごろお手元へ

投票所入場券は、十二月二十三日ごろ区長さんを通じてお届けする予定ですから、配付されたら大切に保管し、投票当日必ず持参して受付にお出しください。万一、投票所入場券を紛失された場合は投票当日受付へ申し出ていただければ投票できます。

代理投票

からだの不自由な人や、字の書けない人は、投票所で投票管理者に申し出れば代理投票ができます。代理投票には係の者二人が立会い投票する人に代って書きますが、秘密はかたく守られますから考慮なくお申し出ください。

選挙人名簿の登録

住民基本台帳に

載っていることが条件

◆選挙人名簿の登録

これまで選挙人名簿への登録は、登録申し出をした人を登録する制度でしたが

本年七月公職選挙法の一部が改正され、本町に三カ月以上住んでいて町住民基本

◆登録の時期

これまでの年四回登録（三月、六月、九月、十二月のいずれかの月）が、本

台帳に登録されていれば権て選挙人名簿へ登録される制度に変わりました。

(3) 補正登録……定時、臨時登録の際、当然登録されるはずの人で登録されていない人について登録を行なう。

年七月から、次のとおり改められました。

(1) 定時登録……毎年一回、九月に登録を行なう。

(2) 臨時登録……選挙が行なわれる際、臨時に登録を行なう。

投票所別選挙人名簿登録者数

昭和44年12月6日現在

投票所	男	女	計
第一投票所 (注連指)	131	136	267
第二投票所 (麻加江)	442	498	940
第三投票所 (大久保)	290	291	581
第四投票所 (上久具)	251	273	524
第五投票所 (棚橋)	756	848	1,604
第六投票所 (中之郷)	189	201	390
第七投票所 (駒ヶ野)	197	255	452
第八投票所 (脇出)	283	332	615
第九投票所 (南中村)	218	221	439
計	2,757	3,055	5,812

投票の心得

投票は衆院選から

投票箱は別々です

投票は、投票所入場券に記載されている投票所に行つて、午前七時から午後六時までの間に済ませてください。

かわからないものは、②次に最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙（青い用紙）をお渡たしします。投票用紙には四人の裁判官の氏名が記入されていますから

①まず衆議院議員選挙の投票用紙（白い用紙）をお渡ししますから、候補者氏名欄へ候補者の氏名をハッキリと、一人だけ書いて投票してください。

●やめさせた方がよいときはその裁判官の氏名の上欄に×印をつける。

こんな一票は無効です。

●やめさせなくてもよいときは、何も書かない。

定められた投票用紙以外の用紙を使ったもの。

●×の記号をゴム印等を用いて記載したもの。

二人以上の候補者の氏名を書いたもの。

●規定以外の用紙で投票したもの。

候補者の氏名のほかに他の事を書いたもの。

●(なお、衆院選と裁判官国民審査は投票箱が別々になっております。)

不在者投票
12月26日までに

選挙の当日、旅行や病気などやむを得ない事情により投票所で投票することのできない人は、公示の日から投票日の前日（十二月二十六日）まで、不在者投票ができます。

① 度会町外で職務または業務に従事している人で、投票当日どうしても投票所で投票できない人……勤務先の責任者の証明書

② やむを得ない用事などで町外に旅行する人や滞在中の人……旅行先や滞在地の市町村長の証明書

③ 病氣、負傷、妊娠、産後、老衰、不具などで歩くのが困難な人（ただし指定病院に入院中の人は病院でできます）

④ 指定病院で投票する人以外は医師または助産婦の証明書

⑤ 不在者投票の手続きは、その事由によって違いますから町選挙管理委員会へお問合せください。

◆ 不在者投票のできる期間と場所
選挙公示の日（十二月七日）から投票日の前日（十二月二十六日）まで。毎日午前八時三十分から午後五時まで。度会町役場。